

9 労働争議

争議件数は320件で過去最少に ——厚労省調査

厚生労働省は8月8日、平成30(2018)年「労働争議統計調査」結果を発表した。それによると、2018年の労働争議の件数は320件と、比較可能な昭和32(1957)年以降、最も少なくなることが明らかとなった。

調査は、国内における労働争議の状況を調査し、その実態を明らかにすることを目的とし、毎年実施しているもの。対象は、全国・全産業で、労働組合または労働者の団体とその相手方との間で生じた紛争のうち、争議行為が現実に発生したものまたはその解決のために第三者が関与したもの。2018年1月から12月までの各月について、月初めから月末までの1カ月間を調査期間とし、この期間内に発生または前月より継続している労働争議について毎月末日現在で調査した。

1万人以上が実際に争議行為に携わる

労働組合や労働者の団体とその相手方との間で生じた全ての労働争議(以下、「総争議」)の件数は、320件(2017年度358件)だった。前年に比べ、38件(10.6%)の減少となっている。

また、争議行為参加の有無にかかわらず、労働争議の発生から解決に至るまでの期間中における労働組合または労働者の団体の最大人員(以下、「総参加人員」)は、10万3,342人(同13万2,257人)だった。前年に比べ、2万8,915人(21.9%)の減少となっている。

このうち、争議行為を伴う争議の件数は58件(同68件)、総参加人員は5万1,038人(同7万2,637人)となり、

前年に比べ、件数は10件(14.7%)減少、総参加人員は2万1,599人(29.7%)減少した。総参加人員のうち、実際に争議行為を行った実人員(以下、「行為参加人員」)も1万59人(同1万7,612人)となり、前年に比べ、7,553人(42.9%)の減少となった。

半日以上の上の同盟罷業は26件に上る

争議行為を伴う争議を行為形態別に見ると、ほとんどが労働組合または労働者の団体が一時的に作業を停止する「同盟罷業」となっている。

このうち、作業停止時間が1日の所定労働時間の半分以上である「半日以上の上の同盟罷業」の件数は26件(2017年度38件)、行為参加人員は955人(同7,953人)だった。前年に比べ、件数は12件(31.6%)減少、行為参加人員は6,998人(88.0%)減少している。労働者が実際に半日以上の上の同盟罷業に参加したことにより労働に従事しなかった延べ日数(以下、「労働損失日数」)も1,477日(同1万4,741日)となっており、前年に比べ、1万3,264日(90.0%)の減少となった。

一方、作業停止時間が1日の所定労働時間の半分未満である「半日未満の上の同盟罷業」の件数は42件(同46件)、行為参加人員は9,260人(同9,917人)だった。前年に比べ、件数は4件(8.7%)減少、行為参加人員は657人(6.6%)減少している。

争議行為を伴う争議を産業別に見ると、件数は「製造業」が15件、「医療、福祉」が14件、「運輸業、郵便業」が13件の順となった。行為参加人員は

「医療、福祉」が7,170人と突出して多く、以下「製造業」が1,043人、「卸売業、小売業」が811人となった。労働損失日数は「運輸業、郵便業」が662日と最も多く、以下「製造業」が415日、「医療、福祉」が365日となった。

5割以上が賃金に関する事項を要求

総争議の件数を要求事項別(複数回答、主要要求事項を二つまで集計)に見ると、「賃金」に関する事項が162件(2017年度181件)、と最も多く、総争議件数の50.6%を占めた。次いで「経営・雇用・人事」に関する事項が117件(同122件)、「組合保障及び労働協約」に関する事項が88件(117件)となっている。

総争議の件数320件のうち、2018年度中に「解決または解決扱い」になった件数は255件(2017年度298件)であり、総争議件数の79.7%となった。

解決方法別に見ると、「労使直接交渉による解決」が34件(同42件)、「第三者関与による解決」が83件(同101件)、「その他(解決扱い)」が138件(同155件)となっている。なお、「第三者関与による解決」の内訳を見ると、労働委員会関与の「あっせん」が77件と最も多く、総争議件数の30.2%となった。

労働争議の解決状況を、争議発生から解決に至るまでの日数(労働争議継続期間)で見ると、「30日以内」が75件(2017年度91件)と最も多く、解決件数の29.4%を占めた。次いで、「31日~60日」が68件(同66件)、「91日以上」が62件(同78件)となっている。

(調査部)